

議案第 41 号令和元年度豊見城市一般会計補正予算（第 2 号）
に対する附帯決議

これまで市は、専門的知識を有する事務、客観性・中立性を求められる事務又は市民の意見を反映させる必要性の高い事務等に関して、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により附属機関を設置して審議を尽くしてきた。

しかし、議案第 41 号令和元年度豊見城市一般会計補正予算（第 2 号）に計上された「図書館基本計画策定委員報償費」は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関ではなく、執行機関の裁量において自由に会合を開くことができる「懇話会等」に関する予算計上であることから、附属機関との違いが分かりにくい。

よって、議案第 41 号令和元年度豊見城市一般会計補正予算（第 2 号）に対する附帯決議として下記の通り求める。

記

- 1、豊見城市附属機関等の設置等の基準に関する指針(平成 16 年 9 月 8 日施行)を見直し、附属機関の設置及び「懇話会等」の開催について明確な基準を定め、市職員の十分な理解を図ること。
- 2、「懇話会等」の委員及び構成員への、報償費に対する有償無償の基準、報償費支出額の基準を定めること。

以上、決議する。

令和元年 9 月 30 日
豊見城市議会

あて先 豊見城市長